

# あなたの子育てで サポートします!



頑張るあなたの  
お手伝いをします!

自分が病院に  
行く間子どもを  
預けたい:

1時間ワンコインから  
子どもを預かってくれる  
システムなんだって!

地区の行事があっても  
いつもの迎えに間に合わないから  
代わりに迎えに行ってく  
れる人はいないかしら:

## ファミリー・サポート・センター事業とは?

子育て中の家庭を応援するために、「子育ての手助けができる方(提供会員)」と、「子育ての手助けが必要な方(依頼会員)」が、会員となって、会員相互の信頼関係をもとに、子どもの世話を一時的に有料で援助しあう事業です。センターは「ちあぽーと内」に置き、会員間の連絡等を行います。

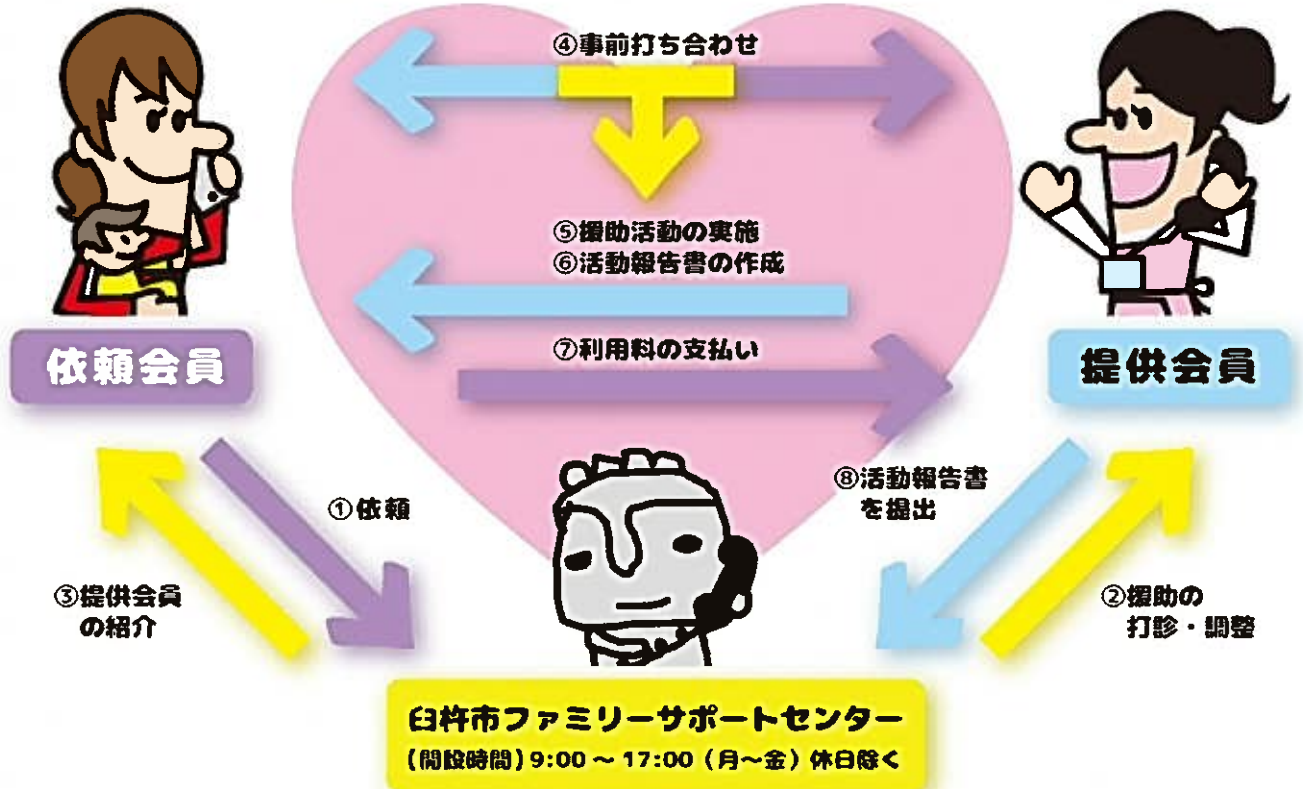
### 援助できる内容は?

- 保育施設の開始前、または終了後の預かり
  - 児童クラブ終了後や学校終了後の子どもの預かり
  - 冠婚葬祭や学校行事、その他外出の際の預かり
  - 保護者が病気の時や病院受診やお見舞い等の際の預かり
  - 保護者の仕事の都合や急な用事等の際の臨時的な預かり
  - 保育園・幼稚園への送迎 etc.
- ※対象：生後6か月以上の乳幼児または小学生

### 預かる場所は?安全なの?

依頼会員、提供会員の自宅、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定した場所での預かりが可能です。  
提供会員は、センターが開催する必要な講習会を受講しています。  
※依頼会員、提供会員どちらにも登録が可能です。詳しくはお気軽にお問い合わせください。

# 活動はどんなふうに行われるの？



## ファミリー・サポート・センターのしくみ

- ① 依頼会員は、子育ての援助を受けようとするときは、あらかじめセンターに申し込みをします。
- ② センターは依頼内容を確認し、依頼内容に合う提供会員に連絡をし、援助が可能か確認します。
- ③ 確認がとれたら依頼会員に電話をして、提供会員が決まったことをお知らせします。
- ④ 依頼会員と提供会員は、センターを交えて事前に打ち合わせを行い、お互いが合意した上で援助活動当日を迎えます。
- ⑤ 援助活動を実施します。
- ⑥ 援助活動が終わったら、提供会員は活動報告書を作成し、依頼会員は提供会員が作成した活動報告書を確認(押印)します。
- ⑦ 依頼会員は、利用料(報酬)と、交通費等の経費がある場合にはその実費も併せて、直接提供会員に支払いをします。
- ⑧ 後日、提供会員は活動報告書をセンターへ提出します。

## 利用料・キャンセル料

※12月29日～翌年1月3日は活動しません。  
※利用料には、「おあいだ子育てほっとクーポン」も使えます。

利用日・利用時間	料金(1時間あたり)
平日 [7時～19時]	500円
土曜日・日曜日・祝日 [7時～19時]	600円
時間外 [7時以前・19時以降]	600円

キャンセル(取消)料	
前日までの取り消し	無料
当日の取り消し	報酬額の半額
無断の取り消し	全額

・援助活動の時間は原則、7時から19時までとします。  
・提供会員の援助活動をスムーズに行うため、時間外は、やむを得ない場合に限りま。また、子どもの宿泊は行いません。

・援助活動が1時間未満の場合は、1時間とみなします。  
・複数の子ども(兄弟姉妹に限る)を預ける場合、2人目から半額とします。  
・食費、交通費などの費用は、依頼会員が実費を支払います。

## 補償保険制度

臼杵市ファミリーサポートセンターでは、万一の事故に備えて

- 会員傷害保険
- 賠償責任保険
- 児童傷害保険

に加入します。  
掛け金については臼杵市が負担しますので、会員による負担はありません。

## 注意事項および会員の心得

- ・ 臼杵市ファミリーサポートセンター事業の趣旨を理解し、信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- ・ 援助活動により知り得た他人の家庭事情等を漏らすことなく、プライバシーを侵害しないこと。退会後も同様とする。
- ・ 臼杵市ファミリーサポートセンターへの連絡をせずに、会員同士で直接交渉を行わないこと。(センターへの連絡がない場合、補償保険の対象外となります。)
- ・ 活動中は会員証を常に連帯し、関係者から請求があった時には、これを提示すること。
- ・ 援助活動中に生じたトラブルは、原則会員間で解決すること。
- ・ 活動中は子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めたときは、状況に応じた適切な処理を行うこと。
- ・ 活動を利用して物品の販売もしくはあっせん、宗教活動または政治活動を行わないこと。